

平成22年度包括外部監査 結果(指摘事項)への対応

(平成 29 年度分)

22 指 - 1	報告書ページ	P110	所管課	資産税課
指摘事項の内容	項目	【固定資産税(家屋)】 家屋の新築・増築、滅失(全部、一部)の把握		
	家屋の賦課漏れ・滅失漏れを防ぐために、家屋の現地調査は土地の現地調査との連携の強化が必要である。具体的には、土地の現地調査時における宅地(住宅用地)と家屋の照合や航空写真を利用しての前年度との比較により、効率的に家屋の現況の変化を把握することによって、家屋の賦課漏れ・滅失漏れによる更正をより減少させることが求められる。			
対応区分	措置済	検討・改善中	措置困難	
措置の内容	土地の調査と家屋の調査についての連携を強化するため、平成25年度から、土地の現地調査時に把握した家屋の新築や滅失等に関する情報を家屋照合リストに入力し、家屋の調査担当に提供する体制とした。 また、平成26年度より3か年計画で実施した「家屋特定調査」においては、航空写真と課税台帳の突合により、未評価の疑いのある建物や課税台帳と位置や形状が一致しない建物を抽出し、現地調査による課税対象の特定や、過去の航空写真から建築年を特定する作業を行った。平成29年度よりその結果に基づき、これまで捕捉が困難だった物件の課税及び滅失処理に着手している。 さらに、最新の航空写真と前年の航空写真を電子的に比較して、未登記家屋等の増減を把握するシステムを平成29年6月から稼働させ、効率的に家屋の現況の変化を把握し、適正な課税をするよう取り組んでいる。			